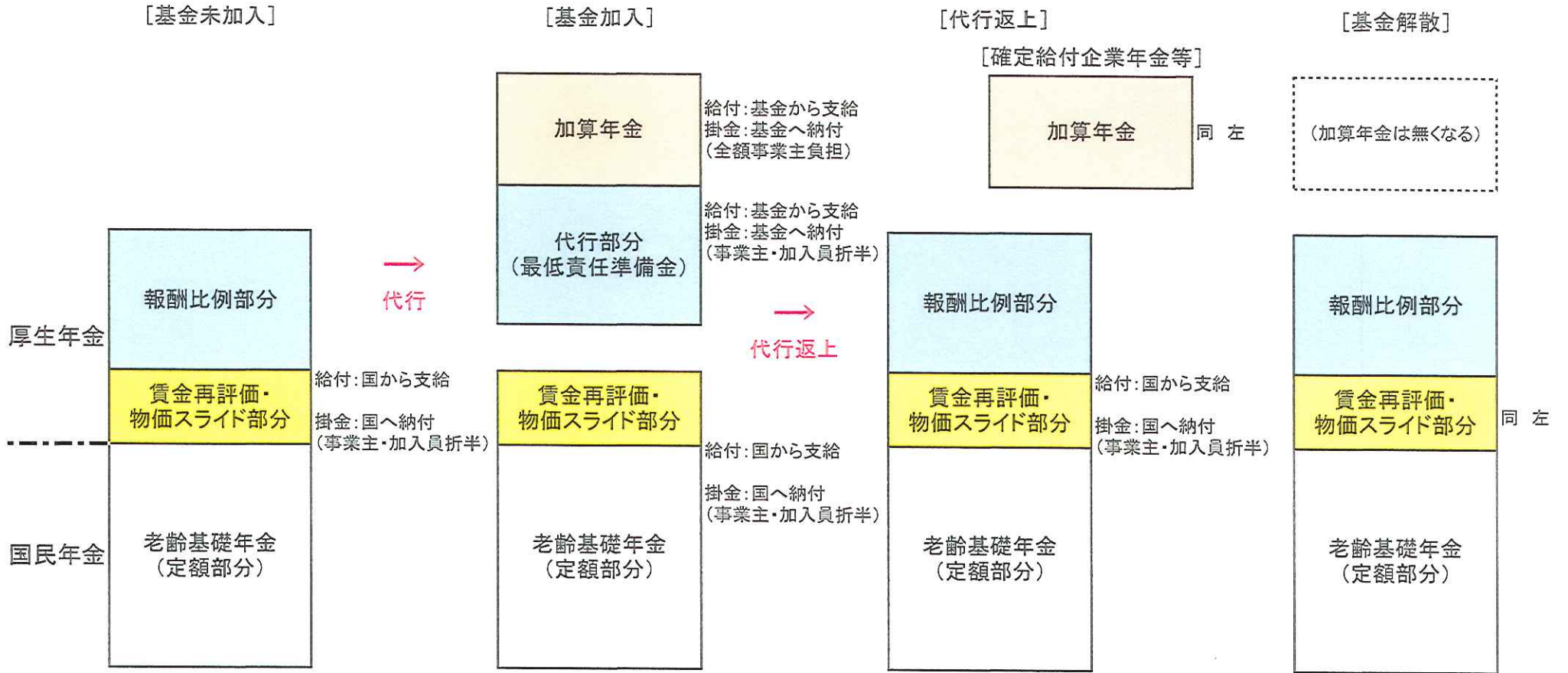


# 厚生年金基金制度の仕組み



## 基金加入における掛金(保険料)と給付のしくみ

区 分		掛 金 ( 保 険 料 )	給 付	
基 金	加算部分	[基金へ納付] ・加算標準掛金 6/1000 ・加算特別掛金 30/1000 計 36/1000	【事業主】 36 /1000 【加入員】 0	[基金から給付] ・加算年金 ・脱退一時金(10年未満) ・選択一時金、遺族一時金(各10年以上)
	(基本部分) 代行部分 (報酬比例)	[基金へ納付] ・基本標準掛金 39/1000	【事業主】 19.5/1000 【加入員】 19.5/1000	[基金から給付] ・基本年金
	—	[基金へ納付] ・事務費掛金 2.5/1000	【事業主】 2.5/1000 【加入員】 0	—
	計		77.5/1000	58 /1000      19.5/1000
国	定額部分	[国へ納付] ・保険料 128.66/1000	【事業主】 64.33/1000 【加入員】 64.33/1000	[国から給付] ・老齢基礎年金 ・加給年金 ・報酬比例部分の再評価、物価スライド
掛金(保険料)合計		206.16/1000	【事業主】 122.33/1000      【加入員】 83.83/1000	

※基金に加入していない(厚生年金)の場合の保険料 167.66/1000(事業主・加入員折半)